

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第11条の防除に関する件の一部を改正する件について

1. 改正の趣旨

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）は、海外から我が国に導入された外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物に指定された外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制を行うとともに、国による防除等の措置を講ずることにより、生態系等に係る被害を防止することを目的とするものである。

法第11条第1項においては、こうした法の目的を達成するため、主務大臣等による特定外来生物の防除を規定しており、同条第2項に基づき、関係都道府県の意見を聴いて、防除の対象、区域、期間、捕獲その他の防除内容等を定め、これを公示するものとされている。

以下に掲げる3種類の生物について、専門家による議論を通じ、生態系に係る被害を及ぼすおそれがあることにつき知見が得られたため、新たに特定外来生物に追加することとなった。

ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）

ルドウィギア・グランディフロラ

スパルティナ属全種（このうち、スパルティナ・アングリカについては既に特定外来生物に指定されている。）

また、平成25年6月に成立、公布した特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律により、法第2条に規定される特定外来生物に、その生物が交雑することにより生じた生物が含まれることとなった。そこで、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある知見が得られた下記の3種類についても、新たに追加することとなった。

マカカ・キュクロピス（タイワンザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）

マカカ・ムラタ（アカゲザル）がマカカ・フスカタ（ニホンザル）と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）

モロネ・クリュソプス（ホワイトバス）がモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）

これらの種類の多くは、国内における定着実績があり、かつ既に防除事

業を実施しているものもあることから、新たに防除の告示を行う種を追加するため、所要の改正を行うものである。

< 改正の対象 >

- ・環境省告示：5件（うち、1件は廃止）

2. 改正の内容

(1) マカカ・キュクロピス（タイワンザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物等、新たに特定外来生物に指定した6種類の追加

- ・「ハリネズミ属等の防除に関する件」にマカカ・キュクロピス（タイワンザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物及びマカカ・ムラタ（アカゲザル）とマカカ・フスカタ（ニホンザル）が交雑することにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。）を追加する。
- ・「ガビチョウ等の防除に関する件」に、ブランタ・カナデンシス（カナダガン）を追加する。
- ・「ノーザンパイク等の防除に関する件」に、モロネ・クリュソプス（ホワイトバス）とモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）が交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）を追加する。
- ・「ボタンウキクサ等の防除に関する件」に、ルドウィギア・グランディフロラ及びスパルティナ属全種を追加する。

(2) スパルティナ属全種を新たに指定したことによる、スパルティナ・アングリカの防除に関する件の廃止

- ・「スパルティナ・アングリカの防除に関する件」を廃止する。

3. 施行予定

平成26年6月11日（「ガビチョウ等の防除に関する件の一部を改正する件」については、平成26年8月1日）